



島根県報

令和6年6月14日（金）

第 5 2 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農村整備課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	3
解除予定保安林	（　　　　　）	4
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	4

【公 告】

農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（2件）	（農業経営課）	4
公共測量の実施	（技術管理課）	6

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		6
---	--	---

【公安規則】

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則	（警察本部）	7
---------------------------------	--------	---

【正 誤】

令和6年5月31日付け島根県報号外第58号中	（総務課）	15
令和6年4月26日付け島根県報第510号中	（森林整備課）	15
令和6年2月2日付け島根県報第486号中	（文化財課）	15

告 示

島根県告示第403号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
打田 義則	耳鼻咽喉科	打田耳鼻咽喉科医院	出雲市塩谷神前5-2-18	令和6年5月31日
上田 誠二	腎臓内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和6年5月31日
渡部 晃平	呼吸器内科、リ ウマチ科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	令和6年5月31日
高崎 直	心臓血管外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和6年5月31日
濱口 愛	呼吸器内科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和6年5月31日
中島 さやか	内科	医療法人順和会 中島医院	出雲市大社町杵築南991	令和6年5月31日
伊藤 英昭	泌尿器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和6年5月31日
永瀬 聡士	脳神経外科	永瀬脳外科内科	益田市土井町2-27	令和6年5月31日
末廣 正	内分泌・代謝・ 糖尿病内科	社会医療法人昌林会 安来 第一病院	安来市安来町899-1	令和6年5月31日

島根県告示第404号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 山根 里馬 鹿足郡吉賀町樋口343番地1
- 正木 潤一 鹿足郡吉賀町立河内942番地
- 金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地
- 三浦 俊光 鹿足郡吉賀町注連川61番地5
- 茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地2
- 齋藤 学 鹿足郡吉賀町七日市904番地1
- 永安 恵治 鹿足郡吉賀町大野原297番地
- 永安 誠 鹿足郡吉賀町椈谷328番地2
- 高橋健一郎 鹿足郡吉賀町福川652番地1
- 石井 泉 鹿足郡吉賀町下須540番地4
- 渡部奈美江 鹿足郡吉賀町六日市404番地3

監事

岡 頼江 鹿足郡吉賀町朝倉576番地 6

阿川 有一 鹿足郡吉賀町福川26番地

2 就任年月日

令和6年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

茅原 忠夫 鹿足郡吉賀町真田1678番地 2

小田 善史 鹿足郡吉賀町柿木311番地 1

山吹 寛 鹿足郡吉賀町樋口287番地

正木 潤一 鹿足郡吉賀町立河内942番地

金川富士雄 鹿足郡吉賀町沢田521番地

三浦 俊光 鹿足郡吉賀町注連川61番 5 地

齋藤 学 鹿足郡吉賀町七日市904番地 1

永安 恵治 鹿足郡吉賀町大野原297番地

高橋健一郎 鹿足郡吉賀町福川652番地 1

石井 泉 鹿足郡吉賀町下須540番地 4

監事

阿川 有一 鹿足郡吉賀町福川26番地

桑原 謙介 鹿足郡吉賀町広石260番地

島根県告示第405号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

松江市栄町字元山805-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第406号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所
浜田市生湯町1871-9、1871-11、1871-14
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

島根県告示第407号

令和6年島根県告示第332号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
大田市大田町大田野田イ2736-5	恒松 志良

島根県告示第408号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和2年島根県告示第371号による保険に付すべき義務は、令和6年6月1日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

美保関町加入区

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市市原町イ678番8	畑	7,391

- 2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和6年8月1日	権利の始期から令和16年12月31日まで	59,130

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年6月28日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸山達也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
益田市横田町1705番1	田	1,069
益田市横田町1715番1	田	4,528

2 申請に係る農地の利用の現況

管理者が不在。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
令和6年8月1日	権利の始期から令和15年12月31日まで	94,626

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年6月28日

(2) 提出先

島根県農林水産部農業経営課

(3) 記載事項

- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年6月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（空中写真測量・数値図化）

2 作業期間

令和6年5月7日から令和7年2月28日まで

3 作業地域

益田市神田町から鹿足郡津和野町枕瀬地内

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和6年6月14日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 10,901
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 157,505
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合

算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

松江選挙区	54,538
浜田選挙区	14,088
出雲選挙区	46,886
益田選挙区	12,314
大田選挙区	9,154
安来選挙区	10,226
江津選挙区	6,168
雲南・飯石選挙区	11,327
仁多選挙区	3,289
邑智選挙区	4,830
鹿足選挙区	3,533
隠岐選挙区	5,325

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 157,505

公 安 委 員 会 規 則

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月14日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

島根県公安委員会規則第7号

島根県公安委員会の事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則

(島根県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部改正)

- 第1条** 島根県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに」を「、」に改め、「第17条第1項」の次に「並びに島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号。第3条第2項において「暴力団排除条例」という。）第24条の2」を加える。

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 暴力団排除条例第24条の2の規定に基づき、暴力団排除条例第23条の2第1項に規定する命令を警察署長に行わせるものとする。

(島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部改正)

- 第2条** 島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表島根県暴力団排除条例の部第21条の項中「第21条」を「第21条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第21条第2項	関係者に対する説明若しくは資料の提出の要求又は立入検査等
---------	------------------------------

(島根県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

- 第3条** 島根県暴力団排除条例施行規則（平成23年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項第9号及び第21条から第24条まで」を「第13条第1項第10号、第21条第1項及び第2項、第22条、第23条並びに第24条」に改める。

第2条中「第13条第1項第9号」を「第13条第1項第10号」に改める。

第3条第1項及び第3項中「第21条」を「第21条第1項又は第2項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(立入検査)

第4条の2 条例第21条第2項の規定による立入検査は、同項の規定による説明又は資料の提出によってはその目的を達成することができないと認めるときに行うものとする。

2 条例第21条第3項に規定する身分を示す証明書は、様式第4号の2によるものとする。

第9条第1項中「第21条」を「第21条第1項若しくは第2項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(命令の方法)

第10条 条例第23条の2第1項又は第3項の規定による命令は、中止命令書(様式第12号)により行うものとする。ただし、同条第1項の規定による命令については、緊急を要するため中止命令書を送達するいとまがないときは、口頭ですることができる。

2 条例第23条の2第2項の規定による命令は、再発防止命令書(様式第13号)により行うものとする。

様式第1号表面中「第21条」を「第21条第1項又は第2項」に改める。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第4条の2関係）

（表）

	身 分 証 明 書	第 号
← 24.0 →	官 職	
↑ 写 真 ↓ 30.0	氏 名	
上記の者は、島根県暴力団排除条例第21条第2項に規定する立入検査を行う警察職員であることを証明する。 年 月 日		
島根県公安委員会		印

← 85.6 →

（裏）

島根県暴力団排除条例（抜粋）

（調査及び立入り）

第21条 〔略〕

2 公安委員会は、第12条の2又は第13条第3項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に当該違反に係る建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第25条 〔略〕

2 〔略〕

3 第21条第2項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 〔略〕

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第11号の次に次の2様式を加える。

様式第12号 (第10条関係)

(表)

<p>中止命令書</p>		<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>様</p>		<p>島根県公安委員会 印</p> <p>警察署長 印</p>
<p>命 令 を 受 け る 者</p>	<p>本(国)籍</p>	
	<p>住 所</p>	
	<p>氏 名</p>	
	<p>生年月日</p>	
<p>上記の者に対し、島根県暴力団排除条例第23条の2第 項の規定により、下記のとおり命令します。</p>		
<p>記</p>		
<p>命 令 の 内 容</p>		

(裏)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号 (第10条関係)

(表)

	第 号	
再発防止命令書		
年 月 日		
様		
島根県公安委員会 印		
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者に対し、島根県暴力団排除条例第23条の2第2項の規定により、下記のとおり命令します。		
記		
命 令 の 内 容		

(裏)

命 令 を す る 理 由	
------------------	--

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は島根県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、1又は2の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

正 誤

令和6年5月31日付け島根県報号外第58号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	上から3	島根県告示第390号	島根県告示第391号

令和6年4月26日付け島根県報第510号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から5	益田市匹見町道川イ1027-26（次の図に示す部分に限る。）、イ1027-28	益田市匹見町道川イ1027-26（国有林。次の図に示す部分に限る。）、イ1027-28（国有林）
	上から19	益田市匹見町道川イ1027-26（次の図に示す部分に限る。）	益田市匹見町道川イ1027-26（国有林。次の図に示す部分に限る。）

令和6年2月2日付け島根県報第486号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	上から21	別	種 別